

# 大津市中小企業共同施設設置等補助金 募集要項

## 目的

中小企業者が商店街等を組織して行う共同事業に必要な施設（以下「共同施設」という。）の設置等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって市内の中小企業の育成及び振興を図ることを目的とします。

## 補助対象者

市内商店街等

## 補助対象事業・補助対象経費・補助金額等

下表のとおり

別表（第4条関係）

事業名	事業内容	補助対象経費	補助金の額	補助金交付の条件等
共同施設設置事業	(1) 地域商店街環境整備事業（商店街の環境整備を図るため、共同施設の設置を推進する事業をいう。）	商店街の環境整備に寄与すると認められる共同施設を新規に設置するのに要する経費 （街路灯、カラー舗道等街路美化施設、アーケード等）	補助対象経費（補助対象事業の実施により収入が生じた場合又は他の補助金等が給付される場合には、当該収入又は給付される補助金等を控除した額。以下同じ。）の2分の1以内の額。ただし、8,000万円を上限とする。	次の各号に掲げる共同施設の区分に応じ、当該各号に定める場合であつて、100万円以上の事業に限る。 (1) 街路灯 20基以上を設置する場合 (2) カラー舗道等街路美化施設 300㎡以上（附帯施設を含む。）を設置する場合 (3) アーケード 300㎡以上で防火、耐火構造のものを設置する場合
	(2) 空き店舗活用事業（商店街の空き店舗を、チャレンジショップ（起業を目指す者等が、一定の期間、空き店舗の一部の貸付けを受けて事業を営む店舗をいう。）、観光案内所、ギャラリー、特産物直売所、子育て支援施設、高齢者支援施設、地域交流施設その他商店街の活性化又は地域における課題の解決に資する施設として有効活用することを推進する事業をいう。）	空き店舗の改装工事費（内装及び外装）、植栽工事費及び備品購入費	補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、1,000万円を上限とする。	
共同施設修繕等事業	共同施設を修繕等する事業	(1) 施設の修繕又は撤去に必要な費用	補助対象経費の3分の1以内の額。ただし、1,000万円を上限とする。	
		(2) 街路灯等（共同施設の街路灯、アーケード又はアーチに設置された蛍光灯その他の共同施設に該当する照明設備をいう。）の光源のLED電球への交換に必要な費用	補助対象経費の3分の1以内の額。ただし、LED電球1灯具当たり5万円を上限とする。	

## 街路灯等の電球交換について

(定義)

街路灯等	商店街が商店街の環境整備のために設置し、かつ、維持管理する街路灯、アーケード又はアーチに設置された蛍光灯等の照明設備をいう。
LED 電球	光源に発光ダイオード（LED）を使用した照明をいう。

(補助対象経費)

次に掲げるもののうち、市長が適当と認めるものとします。

- (1) LED電球代、ソケット代
- (2) LED電球交換工賃、ソケット交換工賃
- (3) その他LED電球への交換に当たり必要と認められる費用

### ➤ 事業提案から補助金の支払までの流れ

#### 事前エントリー

市の次年度予算要求に先立ち、予定しておられる商店街事業を把握する必要がありますので、事業を実施する年度の前の年度に事前調査を実施します。(例年：前年度の9月初旬)

#### 交付申請書の作成・提出

✓ 下記の書類を作成し、商工労働政策課へ提出してください。

交付申請書	<input type="checkbox"/> 中小企業共同施設設置等補助金交付申請書（様式第1号）【原本】
添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書兼収支予算書（参考様式第1号）【原本】
	<input type="checkbox"/> 設計図書、見積書等の工事関連書類【写し】
	<input type="checkbox"/> 定款、規約等【写し】

- ✓ 様式は大津市のホームページからダウンロードしてください。
- ✓ 上記添付書類の他、必要に応じて別途書類（役員及び組合員の名簿、事業実施を決定した議事録の写し等）の提出を求める場合があります。
- ✓ メールでの交付申請書提出が可能です。（できる限りメールで申請してください。）  
([otsu1601@city.otsu.lg.jp](mailto:otsu1601@city.otsu.lg.jp) 又は 担当職員のメールアドレスに送信してください。)

#### 交付決定

- ✓ 交付申請書類の受付後、審査の上で交付決定通知書（様式第2号）を発送します。（標準処理期間は2週間程度）

▼

事業の実施
-------

- ✓ 交付決定後に事業が変更や中止（廃止）となった場合は、速やかに変更承認申請書（様式第6号）又は中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を提出してください。

▼

実績報告書類の作成・提出
--------------

- ✓ 補助対象事業の契約・実施・支払等がすべて完了後、速やかに下記の書類を作成し、原則郵送にて提出してください。

実績報告書	<input type="checkbox"/> 中小企業共同施設設置等補助事業実績報告書（様式第12号）【原本】
添付書類	<input type="checkbox"/> 収支決算書（参考様式第2号）【原本】 <input type="checkbox"/> 事業実施状況写真 <input type="checkbox"/> 領収書等（明細を記したものを含む）【写し】

- ✓ 上記添付書類の他、必要に応じて別途書類の提出を求める場合があります。
- ✓ 経費の支出の根拠となる書類がないものは補助対象外とします。

▼

完了検査・補助金額の確定
--------------

- ✓ 実績報告書類の受付後、審査の上で補助金額の確定を行い、補助金確定通知書（様式第13号）を発送します。（標準処理期間は2週間程度）
- ✓ 必要に応じて実地検査を実施する場合があります。
- ✓ 補助金額は実績に基づくため、交付確定額は交付決定額と異なることがあります。

▼

請求書の作成・提出
-----------

- ✓ 交付額確定後速やかに、交付請求書（様式第14号）を作成して提出してください。

▼

補助金の交付
--------

- ✓ 適正な交付請求書の受付後、2～3週間程度で補助金を交付（商店街の金融機関口座へ振込）します。

## ➤ 補助金活用にあたっての留意点

- ★補助金の交付は、予算の範囲内とします。
- ★申請書類等の提出については、必ず提出期限を厳守ください。期限後の提出については、交付対象外となりますので、十分にご注意ください。
- ★経理等の証拠書類は整理し、終了後5年間保存する必要があります。
- ★補助金の交付決定を受けたものであっても次に該当する場合、交付決定の取消し、又は既に交付した補助金の全部もしくは一部を返還していただくことがあります。
  - ① 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき
  - ② 「大津市中小企業共同施設設置等補助金交付要綱」に違反したとき